相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市城山二丁目一番、最後の住所神奈川県小田原市城山二丁目一番九号
ジョイアス城山　被相続人　亡　木村　直次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号
アオバビル二階　西湘法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三宮　政俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区寺島町三七八番地、最後の住所静岡県浜松市中区寺島町三七八番地の九
被相続人　亡　堀野　建司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
静岡県浜松市浜北区小松三四一番地　髙林
司法事務所　相続財産管理人　髙林　利次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市新吉町三〇番地、最後の住所静岡市葵区古庄六四九番地の七
被相続人　亡　松田　喜代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
静岡県静岡市葵区西草深町九番四号　静岡のぞみ法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　静富

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加本町一八番地、最後の住所岐阜県各務原市蘇原新栄町三丁目六七番地一
被相続人　亡　澤田　勘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二号
相続財産管理人　加島　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区戸田西二丁目九三二番地、最後の住所名古屋市中川区荒子二丁目一七八番地シティハウス高畑一〇三号
被相続人　亡　山田　浩嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二号
相続財産管理人　弁護士　加島　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区十八条町一丁目一六二番地、最後の住所大阪市淀川区十八条三丁目五番三号
被相続人　亡　堀　照久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一
相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県山辺郡山添村大字西波多一一七〇番地、最後の住所奈良県奈良市大倭町四番一号長曽根寮
被相続人　亡　進藤千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
事務所奈良県奈良市富雄元町四丁目一番一三号
相続財産管理人　司法書士　田村　浩三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市芦田町大字上有地二六四三番地の一、最後の住所不明
被相続人　亡　荒川　シズ

平成二十四年一月四日
名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二号
相続財産管理人　加島　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区戸田西二丁目九三二番地、最後の住所名古屋市中川区荒子二丁目一七八番地シティハウス高畑一〇三号
被相続人　亡　山田　浩嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二号
相続財産管理人　加島　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区十八条町一丁目一六二番地、最後の住所大阪市淀川区十八条三丁目五番三号
被相続人　亡　堀　照久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一
相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県山辺郡山添村大字西波多一一七〇番地、最後の住所奈良県奈良市大倭町四番一号長曽根寮
被相続人　亡　進藤千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
事務所奈良県奈良市富雄元町四丁目一番一三号
相続財産管理人　司法書士　田村　浩三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市芦田町大字上有地二六四三番地の一、最後の住所不明
被相続人　亡　荒川　シズ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
広島県福山市芦田町大字上有地九七四番地
相続財産管理人　市場　資造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市阿賀北七丁目一二五〇番地二、最後の住所広島県呉市阿賀北六丁目九番一八号
被相続人　亡　新内　成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
事務所広島県呉市西中央二―一―一四相原新太郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　相原新太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区稲荷町七〇番地、最後の住所広島市西区己斐大迫二丁目一八番六号
被相続人　亡　平岡美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
広島市中区白島北町一〇番四―三〇二号
相続財産管理人　井上　敬孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市伊倉本町四九八番地、最後の住所山口県下関市内日上一三〇二番地
被相続人　亡　伊東　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日
山口県下関市観音崎町一二番一〇号太陽生命下関ビル五階島田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　島田　直行

第51期決算公告

平成24年1月4日
東京都目黒区自由が丘2丁目23番1号
株式会社自由が丘エステート
代表取締役　高橋　研児

貸借対照表の要旨（平成23年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	263,632
	固定資産	166,507
	合計	430,139
負債及び純資産の部	流動負債	18,249
	固定負債	20,000
	株主資本金	391,891
	資本金	20,000
	利益剰余金	371,891
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(366,891)
	（うち当期純利益）	(27,701)
	合計	430,139

第1期決算公告

平成24年1月4日
名古屋市千種区小松町5丁目18番地
山勘商事株式会社
代表取締役　山田　敏晴

貸借対照表の要旨
（平成23年6月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	122,520
	合計	122,520
負債及び純資産の部	流動負債	450,000
	株主資本金	31,672,520
	資本金	33,000,000
	利益剰余金	△ 1,327,480
	その他利益剰余金	△ 1,327,480
	（うち当期純損失）	(1,327,480)
	評価・換算差額等	△32,000,000
	合計	122,520

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年二月七日であり、株主総会の決議は、平成二十三年八月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年一月四日
名古屋市千種区小松町五丁目一八番地
山勘商事株式会社
代表取締役　山田　敏晴